


令和5年度 議会運営委員会 都市行政調査報告書




令和6年1月23日から1月25日

1 調査先

- ① 静岡県藤枝市
- ② 栃木県那須塩原市

2 調査事項

- ① 議会改革の取組みについて
 - ② 議会ICT化の取組みについて
- 

所管事務調査報告書（議会運営委員会）

調査委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 石井宏治 |
| 副委員長 | 菊地ルツ |
| 委員 | 大林愛慶 |
| 委員 | 稗貫秀次 |
| 委員 | 大竹口武光 |
| 委員 | 西本嘉伸 |
| 委員 | 上野庸介 |
| 委員 | 杉野智美 |

同行

| | |
|--------------|------|
| 議長 | 横山明美 |
| 副議長 | 檜山直義 |
| 議会事務局次長 | 木下忠実 |
| 議会事務局総務課議事係長 | 逢坂尚宏 |

議会運営委員会委員は、所管事務に関する調査のため、令和6年1月23日から1月25日までの3日間において、静岡県藤枝市（1月24日）、栃木県那須塩原市（1月25日）を訪問し、本委員会の所管事務中、議会運営に関する事項について、説明聴取、質疑応答、意見交換及び資料収集を行った。

なお、収集した資料については、議会事務局図書室において保管している。

以下、訪問順にその概要を報告する。

調査項目① 『議会改革の取組みについて』 『議会ICT化の取組みについて』

調査先：藤枝市

調査日時等

日時：令和6年1月24日（水） 9:00～11:00

場所：藤枝市議会

説明：藤枝市議会 議会改革特別委員会

委員長 岡村 好男 氏

委員 鈴木 岳幸 氏

委員 神戸 好伸 氏

委員 植田 裕明 氏

藤枝市議会事務局

主幹兼議会改革・法制担当係長

米倉 友子 氏



前列左から 鈴木委員、岡村委員長
植田委員、神戸委員

調査概要

1 調査対象事業の概要と調査目的

藤枝市議会では、予算、決算特別委員会の常任委員会化や決算委・予算委・常任委のチェックサイクルの確立など、特色ある議会改革の取組みを進めているほか、平成27年からタブレット端末を導入し活用するとともに、委員会のオンライン開催に向けた取組みを行っている。

こうした取組みの調査を通じ、本市議会における今後の議会改革に関する議論の参考にするため調査を行った。

なお、本調査にあたっては、藤枝市議会の岡村議会改革特別委員会委員長、鈴木委員、神戸委員、植田委員からそれぞれ説明を受けた後、各委員から質疑を行った。以下、その概要を報告する。

2 藤枝市の概要

- (1) 人口 140,979人（令和5年12月31日現在）
- (2) 世帯数 61,495世帯（令和5年12月1日現在）
- (3) 面積 194.03 km²



3 議会改革の取組みについて

(1) 取組みの背景

- ・ 厳しい財政状況や投票率減、議会・議員に対する厳しい市民意見などの時代背景を受けて、藤枝市議会では平成21年9月に議員定数を27人から22人に削減し、平成22年には常任委員会を4常任委員会から3常任委員会に集約した。しかし、定数削減以降も市民団体からさらなる削減要求があり、このような市民の議会に対する厳しい目がある中、議会活動を活性化することで市民理解を得られるよう議会改革に取り組んできたもの。

(2) 予算・決算、提言の審査サイクルと3常任委員会による予算執行チェック

- ・ 執行機関を監視・評価する機能を高めるため、令和5年度から決算特別委員会・予算特別委員会を常任委員会とし、総務委員会、健康福祉教育委員会、建設経済環境委員会の3常任委員会と併せた予算執行のチェックサイクルを構築している。

○決算常任委員会

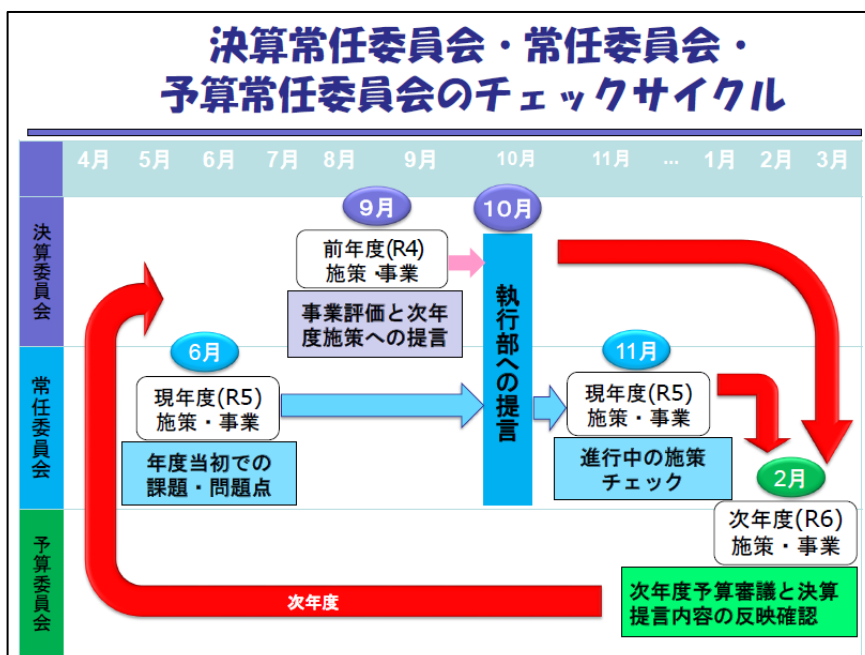
- ・ 半数（11人）の議員が1年交代で所属。
- ・ 前年度決算の審査を行うとともに、一般会計全事業から会派、委員の意見で抽出した事業について評価を行い、次年度予算編成に向け提言を行う。
※令和5年度は1,001事業から14事業を抽出して集中的に審議し、11事業を提言した。
※数値による評価は行わず、委員の意見と考えを記載し、拡大・継続・縮小等の区分評価を行う。

○予算常任委員会

- ・ 議長を除く全議員が所属。
- ・ 次年度予算の審査を行うとともに、決算常任委員会から出された提言の反映状況をチェックする。

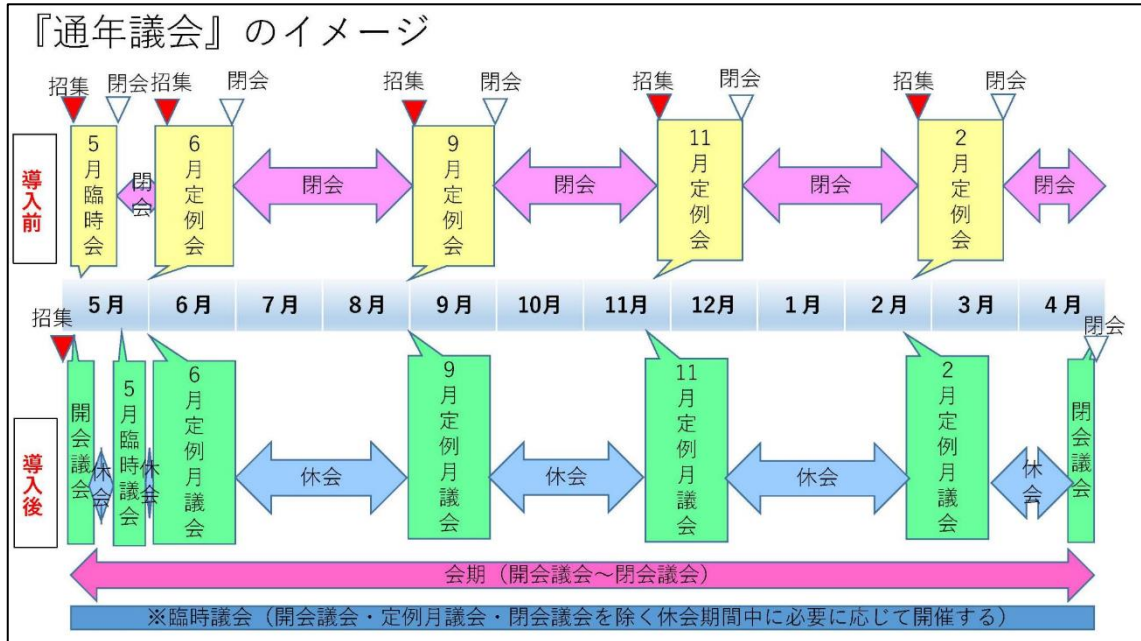
○常任委員会

- ・ 現年度の事業の課題や進捗状況をチェックし、決算常任委員会の提言と同日に分野別施策への提言を行う。



(3) 通年議会の導入

- ・ 議会改革の一環として、議会運営の柔軟性向上と議会活動の活性化を目的に、平成28年度から導入を検討し、令和2年5月1日開会の議会から通年議会を導入した。（静岡県内で初）
- ・ 議員の任期を勘案し、5月から翌年4月までの1年をサイクルとしている。
- ・ 通年議会導入の効果として、いつでも議案を提出でき、いつでも議案を審査できることにより、議員及び執行部の意識が変化し、議案の提出・採決のバリエーションが増えた。また、派生的な効果として議会運営の効率化(提出予定議案の説明会開催に伴う本会議の提出理由補足説明の省略)につながり、本会議時間の短縮につながっている。



○通年議会導入前後の比較

| 内容 | 導入前 | 導入後 |
|--------|--------------------------|--------------------------------|
| 定例会の回数 | 毎年4回 | 毎年1回 |
| 定例会の招集 | 市長が年4回招集 (2、6、9、11月) | 市長が年1回招集(5月) |
| 会期 | 約30日間 | 約1年間(5月初旬～4月末日) |
| 一時不再議 | 議決された事件は、同一会期中、再び提出できない。 | 議決された事件は、同一会期中、再び提出できない。(約1年間) |
| 専決処分 | 年度末の法律改正ほか | 従来と同様の取り扱い |

4 議会ICT化の取組みについて

(1) タブレット端末の導入

- ・ 議会改革の取組みとして資料の電子化によりペーパーレス化や資料の蓄積・文書管理の充実等を進め、議員活動の活性化と議会運営の効率化を図るため、平成27年より導入した。
- ・ 当初は低廉なタブレットを導入するも、性能が低く使い勝手が悪かったため、結局は紙資料を使用する形になっていたが、令和3年に現行のiPadに更新してからは紙資料の削減に繋がっている。

○導入機種等

機種：iPad Air4 64GB（令和3年更新）

台数：25台（議員分22台、事務局分3台）

契約・費用負担：リース、全額公費（政務活動費）

システム：SideBooks

(2) 委員会のオンライン開催

- ・ 新型コロナウイルス感染症等のまん延防止の観点と、大規模な災害等の発生により参集困難な場合への対応として、オンラインによる委員会を開催するため、令和3年12月に委員会条例及び会議規則を一部改正した。
- ・ 現時点では、オンライン開催の実績はないが、今後の実施に向けて検討している。



主な質疑

Q： 議員定数削減により常任委員会数も4から3に減ったが、会議への影響は。

A： 1委員会当たりの所管が増えることで、会議が長時間になることが想定されたため、当初は1人30分の時間制限を設けていたが、それでも会議時間が長くなっていた。現在は各会派で不要な質問は控えるなど質疑内容を精査・調整することで、午後5時までに終わっており、時間制限も撤廃している。

Q： 常任委員会数が4から3になったときの主な所管の変更点は。

A： 子ども政策と教育政策は関連することが多いことも勘案して、総務部門にあった教育を、子ども政策を所管していた委員会に移管した。

Q： 通年議会になったことで専決処分はなくなったのか。

A： 多少は減ってはいるがゼロにはなっていない。

Q： 決算常任委員会で提言をまとめるとのことだが、意見集約は困難ではないか。

A： 全委員の意見が一致した事業のみ提言できるため、集中審査するために抽出した事業のうち提言にまで至らない事業もある。既存事業の拡充・継続などは全委員の意見が一致しやすく、提言としてまとまることが多い。

Q： 集中的に審査する事業の抽出等にあたり、留意している点はあるか。

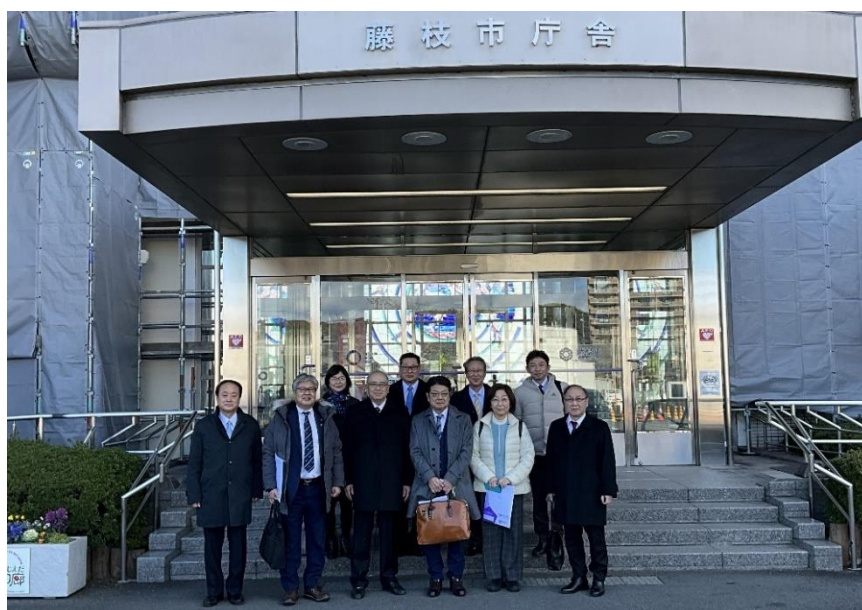
A： 事業の課題などの検討に際しては議員間協議が非常に重要であり、会派内あるいは会派どうして協議を重ねているが、藤枝市議会においてもまだまだ不十分であると認識している。

Q： 予算・決算常任委員会以外の常任委員会の開催時期や議論内容は。

A： 2、6、9、11月定例会議会期間中に開催し、計画や現年度の事業の進捗状況について議論している。

Q： タブレット端末へのアプリのダウンロードは認めているか。

A： アプリのダウンロードは制限しており、個々の議員によるアプリのダウンロードは認めていない。



調査項目② 『議会改革の取組みについて』 『議会ICT化の取組みについて』

調査先：那須塩原市

調査日時等

日時：令和6年1月25日（木） 10:00～11:30

場所：那須塩原市議会

説明：那須塩原市議会 議会運営委員会

委員長 中里 康寛 氏

副委員長 鈴木 伸彦 氏

那須塩原市議会事務局 議事課

課長 相馬 和男 氏

主事 金田 恵子 氏



左から 鈴木副委員長、中里委員長

調査概要

1 調査対象事業の概要と調査目的

那須塩原市議会では、議会基本条例の検証において判明した議会活動全体のアウトカムが不十分との課題に対応するため、議会取組実行計画を策定するなど、特色ある議会改革の取組みを進めているほか、令和元年からタブレット端末を導入し活用するとともに、令和3年1月にオンライン常任委員会を開催している。本市議会では、議会運営検討項目として、議会のICT化などについて検討を進めているところであり、今後の議論の参考にするため、那須塩原市議会の取組みについて調査を行った。

なお、本調査にあたっては、那須塩原市議会の中里議会運営委員会委員長、鈴木副委員長からそれぞれ説明を受けた後、各委員から質疑を行った。以下、その概要を報告する。

2 那須塩原市の概要

- (1) 人口 114,001人（令和6年1月1日現在）
- (2) 世帯数 49,271世帯（令和6年1月1日現在）
- (3) 面積 592.74 km²



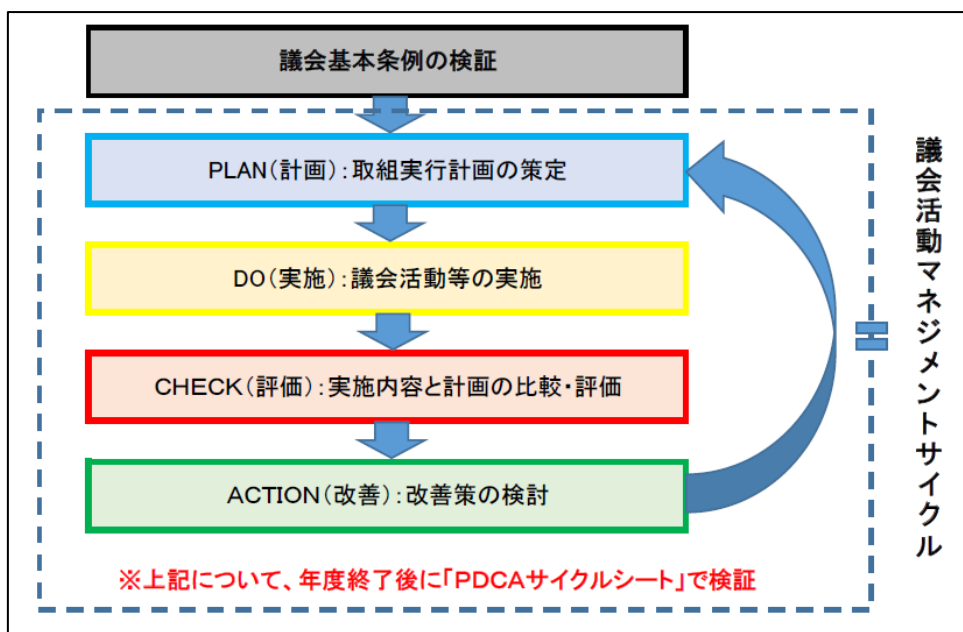
那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例に基づき牛乳で乾杯

3 議会改革の取組みについて

(1) 議会取組実行計画の策定と検証

- 平成29年から実施した議会基本条例の検証において、議会を含め市政全般に対する市民意見の把握や政策の提言・立案へと繋げる取組みが十分でないとの課題が判明した。
- その対応として、具体的な活動内容と目標、取組みによってもたらされる市民への効果（アウトカム）を明らかにして、「市民の負託にこたえる議会」の実現を確かなものとするため、議会取組実行計画を策定し、年度終了後にPDCAサイクルシート（事務事業評価資料）で検証を行っている。
- 議会基本条例の検証と議会取組実行計画作成までの一連の取組みが評価され、令和3年にマニフェスト大賞「マニフェスト推進賞<議会部門>」最優秀賞を受賞した。

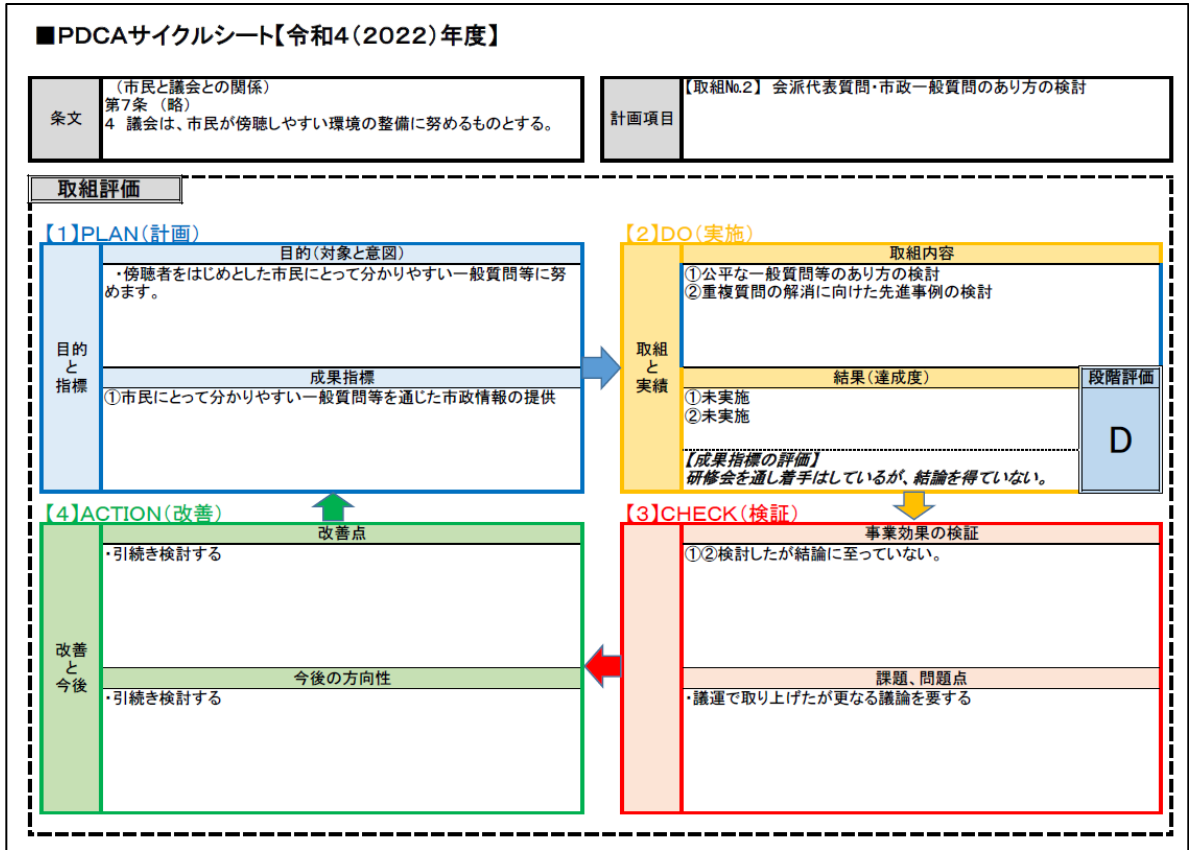
○議会活動マネジメントサイクルのイメージ



○取組実行計画の内容と目標値（抜粋）

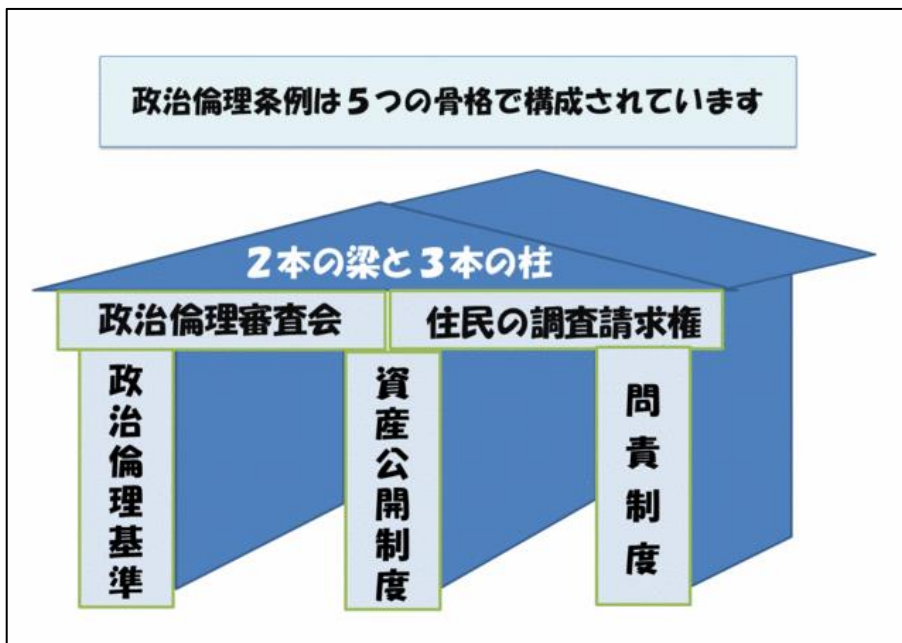
| 【取組No.1】 市民アンケート等の実施（第17条関係） | |
|---|-------|
| ・市民アンケート等により、市民の意思を把握し、市政に反映させます。 | |
| 議会の取組（アウトプット） | 目標値 |
| ①市民アンケートの設問、活用方法等の検討 | 実施 |
| 市民にもたらす効果・成果（アウトカム） | |
| ①市民の声を議会に届ける仕組みが整備されていること。 | |
| 【取組No.2-1】 会派代表質問・市政一般質問のあり方の検討（第7条第4項関係） | |
| ・傍聴者をはじめとした市民にとって分かりやすい一般質問等に努めます。 | |
| 議会の取組（アウトプット） | 目標値 |
| ①質問のあり方の研究（代表質問時の質問調整や資料提供時のルール作り） | 検討・実施 |
| 市民にもたらす効果・成果（アウトカム） | |
| ①市民にとって分かりやすい質問による傍聴（インターネットを含む）環境の整備 | |

○取組実行計画の評価（事務事業評価資料）



(2) 議会議員政治倫理条例の制定

- ・ 議員の品位と名誉を損なう行為を防止することで、市政に対する市民の信頼確保と公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成27年に政治倫理基準(金品收受、あっせん、パワハラなど)、資産報告などを主な項目とした議会議員政治倫理条例を制定した。

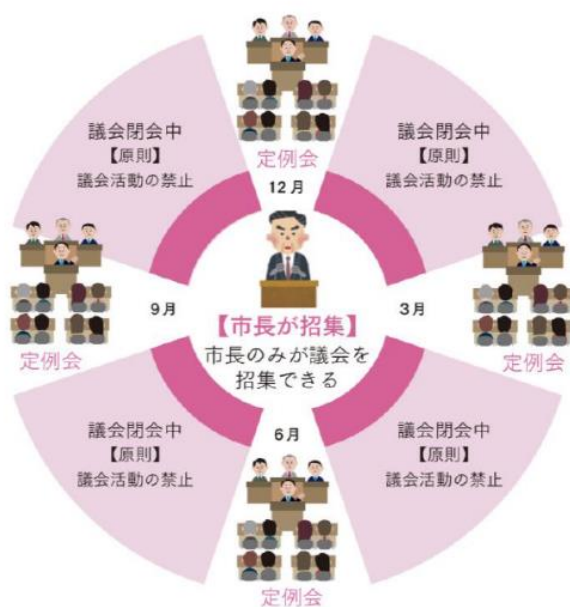


(3) 通年議会

- ・ 常任委員会や特別委員会の活発化を目的に、令和3年5月1日から会期中の1年間にわたり委員会開催(議会活動)が可能となる通年議会を導入した。(栃木県内市町村議会で初)
- ・ 5月から翌年4月までの1年の会期としている。

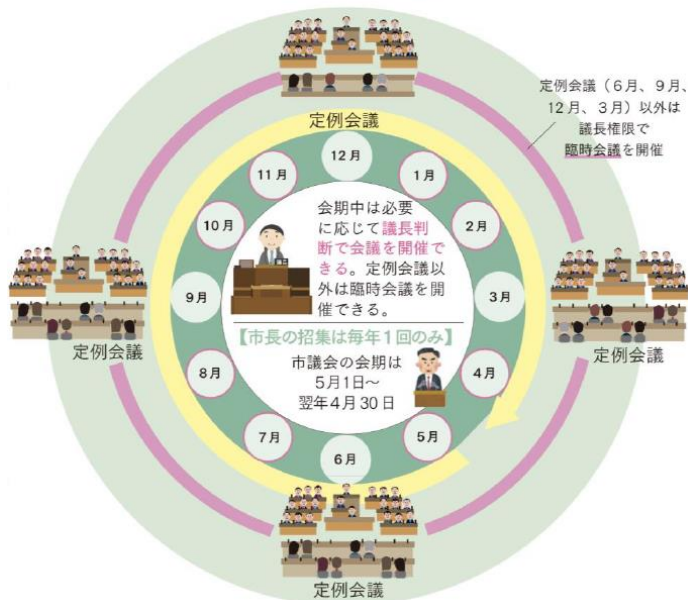
これまでの議会

定例会の回数は年4回



令和3年5月1日からの議会

定例会の回数が年1回に(会期は約1年間)



4 議会ICT化の取組みについて

(1) タブレット端末の導入

- ・ 議会改革の取組みとして、資料の電子化により、ペーパーレス化や議員活動の活性化、議会運営の効率化を目的に、令和元年より導入した。

○導入機種等

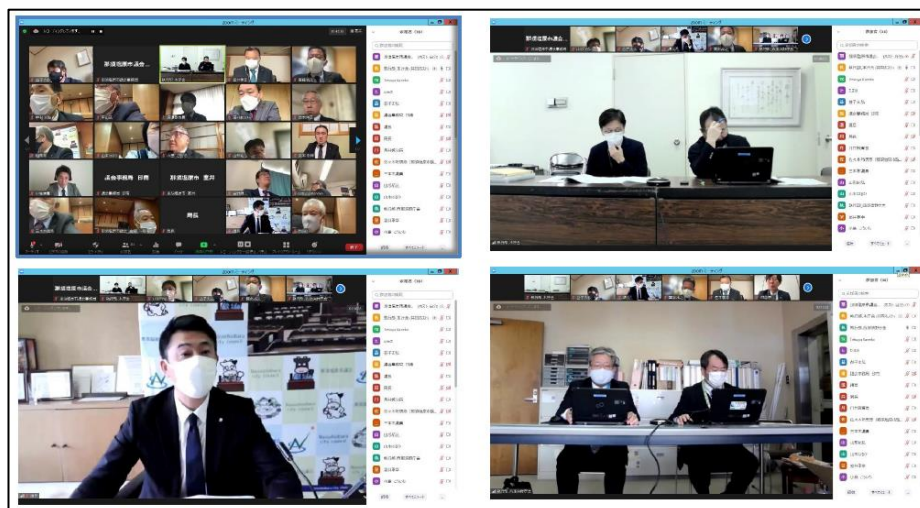
機種：iPad Pro 64GB

費用負担：通信料の45%は政務活動費

システム：SideBooks

(2) オンライン委員会の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、密を避けるために令和2年からオンライン常任委員会開催の検討を開始した。
- ・ 令和2年5月にFaceTimeを使用して、広報広聴特別委員会の打合せを試行した。
- ・ 以降、Zoomによる接続試験を重ねて、令和3年9月定例会で初のZoomでの常任委員会を開催した。



○ルール

- ・ カメラは常時オン（事務局はオフ）
- ・ 委員長を除き、マイクは発言時以外ミュート
- ・ 発言は挙手し、指名されてから。委員長が気づかない場合はマイクをオンにし、発言を要求してもよい
- ・ 採決はハンドサインによる（OKマーク、×印）
- ・ 参加は基本的には自宅、ただしWi-Fi環境がない場合、庁舎の議会フロアで参加してもよい

○問題点

- ・ Wi-Fi環境がない人がいる
- ・ 物理的なセッティング、委員長と事務局の意思疎通（急な進行変更が発生した場合）等、準備が煩雑
- ・ 進行するに当たりタブレットだけでは見づらく、65型の大型モニターを購入した
- ・ 通常開催に比べて発言が減る傾向にある

○今後改善すべき点

- ・ インターネット中継への対応
- ・ 更なるセキュリティ対策

主な質疑

Q： コロナ禍収束後におけるオンライン委員会の開催はどういった場合を想定しているか。

A： 対面での委員会開催を原則としているが、議題が1つだけなど短時間で終了することが見込まれる場合などは、参集の負担を考慮してオンラインで開催する場合もある。災害時など参集が困難な場合を想定して、年に1回は訓練を兼ねてオンラインで実施をしている。

Q： オンラインによる委員会参加と対面による参加の混在は認めているか。

A： 認めている。対面による委員会において、家族が感染症に罹患した議員のみがオンラインで参加した例がある。

Q： オンライン委員会における傍聴や中継・録画の対応は。

A： Zoomでの委員会は録画及びインターネット中継ができないため、傍聴希望者は来庁してもらう形となる。

Q： タブレット端末へのアプリダウンロードのルールはあるのか。

A： 貸与タブレットにアプリをダウンロードする際は事務局へ届け出ることとしているが、ダウンロード可否の具体的な基準は定めていない。有料アプリのダウンロードは認めていない。

議場、委員会室には貸与タブレット端末に限らず、携帯電話、スマートフォン、個人のタブレット端末、パソコン等の持ち込みが認められていて、個人のタブレット端末にSideBooksを表示させて使用することも認められている。会議の議事に関係がある範疇において会議中の使用(ウェブサイトの閲覧・検索等)が認められているため、ほとんどの議員が個人のパソコンやタブレット等に必要なアプリをダウンロードしており、貸与タブレットにアプリを追加する事例はない。

Q： タブレット端末のパスワードは議員に周知されているのか。

A： アップデートに対応するため、貸与タブレットのパスワードは議員に通知されている。

Q： 一般質問中における議員の機器操作について問題にはならないのか。

A： 会議に臨む議員の姿勢は言わずもがなである。議員はしっかり議論に参加している認識であり、会議中の操作は議員個々の判断に任せられている。

Q： 政治倫理条例制定の経緯は。

A： 必要に迫られたわけではなく、平成24年当時の議会活性化検討特別委員会の委員長の熱い思いや、特に資産公開に賛同する議員が多数いたこともあり、検討が進められた。



Q： 政治倫理条例によって報告する資産の範囲は。

A： 市で判断ができる市税と市にある固定資産のみ提出している。

Q： 通年議会の効果は。

A： 当時の議長の強い意向で検討が進められ実施に至ったが、当初から必要性は感じていない。理事者報告が増えて常任委員会の回数は増加したが、理事者、議会事務局の負担も大きくなった。市長側と議会側の関係性が良い状態では、都度必要に応じて臨時議会を開催すればよいため、通年議会のメリットが何かと言われると難しい。

Q： 常任委員会の開催状況について伺いたい。

A： 昨年度は議案の審議等で3常任委員会（総務企画・福祉教育・建設経済）合計58日開催した。

